

山形県トライアスロン協会会則

第一章 総 則

- (名 称)
第 1 条 この協会は、山形県トライアスロン協会という。(以下本会という)
- (事務所)
第 2 条 本会の事務所は、山形市深町1 - 4 - 4 (事務局長宅) に置く。

第二章 目 的 と 事 業

- (目 的)
第 3 条 本会は、山形県を代表する団体として、トライアスロン競技の健全な発展と普及に貢献し、会員相互の親睦と資質の向上を図ることを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1.競技会・講習会の開催及び支援
2.県代表選手の選定及び派遣
3.会員の交流・親睦・情報提供の促進
4. (公社) 日本トライアスロン連合(J・T・U)への加盟と活動
5.J・T・U 東北ブロック協議会への加盟と活動
6.財団法人山形県体育協会への加盟と活動
7.その他、必要な事業

第三章 構 成

- (会員及組織)
第 5 条 本会は、本会の目的に賛同するトライアスロンに関する有識者・選手・愛好者をもって組織する。

- (入 会)
第 6 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- (会 費)
第 7 条 1.会員は、別に定めるところにより、総会にて議決された会費を納入しなければならない。
2.特別な費用を必要とするときは、理事会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。
3.既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

- (寄付金等)
第 8 条 本会の目的に賛同して事業援助のために寄付金品等の申し出があった場合は、会長の承認を受けて受納するものとする。

- (資格の喪失)
第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
1.退会したとき
2.死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
3.除名されたとき
4.本会が解散したとき

- (除 名)
第 10 条 会員が次の事項に該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。
1.本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
2.本会の会員としての義務に違反したとき
3.会費を滞納したとき

第四章 役員

(役員)

- 第 11 条 1.本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副 理 事 長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |
| 監 事 | 若干名 |

(役員を選出)

- 第 12 条 役員は、総会において選出する。

(名誉会長・顧問)

- 第 13 条 1. 本会は、会長が委嘱することで名誉会長・顧問を置くことが出来る

(役員の仕事)

- 第 14 条
- 1.会長は、本会を代表し会務を統括する
 - 2.副会長は、会長を補佐し会長に事故のあったときは、これを代行する
 - 3.理事長は、本会を代表して業務を執行・指示する
 - 4.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあったときは、これを代行する
 - 5.常務理事は、本会業務を執行する
 - 6.理事は、会運営を協議するとともに会務を分担する
 - 7.事務局長は、通常業務並びに会計業務を行なう
 - 8.事務局次長は、事務局長の業務を補佐する
 - 9.事務局は、事務局長・事務局次長の指示により通常業務を処理する
 - 10.監事は、本会の会計を監査する

(役員の仕事)

- 第 15 条 1.本会の役員の仕事は、2 年とし再任を妨げない

- 2.補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする
- 3.役員は、その任職期間後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう

(呼称使用)

- 第 16 条 会員及び役員が、本会の呼称並びに役職を名刺やイベント等に使用する場合には、会長の承認を受けるものとする。

第五章 会議及運営

(機 関)

- 第 17 条 本会に次の機関を置く。
- 1.総 会
 - 2.役員会
 - 3.県内大会連絡協議会
 - 4.支部長会
 - 5.専門委員会

(総 会)

- 第 18 条
- 1.総会は、本会の最高決議機関である
 - 2.この総会は、第 5 条の会員を以って開催する
 - 3.定時総会は、毎年 1 回開催する。但し、必要に応じて会長が臨時に召集開催することが出来る
 - 4.総会における議決は、出席会員の過半数の同意による
 - 5.総会の議長は、会長とする

(総会の審査事項)

- 第 19 条 総会は、次の事項を審査決定する。
- 1.予算並びに決算の承認
 - 2.事業計画と事業報告の承認
 - 3.役員を選出
 - 4.本会則の改廃
 - 5.その他決議を要すること

(役員会)

第 20 条

- 1.役員会は、必要に応じて、会長が招集し、次の事項を協議する。事務局員は、書記として参加する。
- 1) 本会の運営、規則に関すること
 - 2) 諸計画に関すること
 - 3) 役員選出案に関すること
 - 4) 予算案並びに決算に関すること
 - 5) 総会提出議題に関すること
- 2.役員会の議長は、理事長とする
- 3.役員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。可
否同数のときは、議長の決するところによる。役員会の
議決事項は、会長の承認を受けて執行することが出来る

(県内大会連絡協議会)

第 21 条

- 県内大会連絡協議会は、必要に応じて年 1 回以上、会長が招集し、次の事項を協議する。
- 1.県内大会の日程
 - 2.県選手権
 - 3.その他

(支部長会)

第 22 条

- 支部長会は、必要に応じて会長が召集し、次の事項を協議する。
- 1.地域活動
 - 2.地域会員拡大
 - 3.会費
 - 4.その他

(専門委員会)

第 23 条

- 専門委員は、本会の業務遂行上必要があるとき、会長が選任
する専門委員会委員長・副委員長・委員で組織する。

(会費の納入)

第 24 条

- 会費の納入は、所定の期日までに完了するものとする。

(会計年度)

第 25 条

- 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日をもって終わる。

(収支決算)

第 26 条

- 本会の収支決算は、事務局長が作成し、監事の監査を経て理事会及び総会に報告し、承認を受けなければならない。

第六章 業 務

(業 務)

第 27 条

- 本会の会員は、本規約を厳守する義務を負うものとする。

第七章 規 約 の 改 廃

(規約の改廃)

第 28 条

- 本規約を改廃しようとするときは、総会出席者の 2 分の 1 以上の賛同を得て決定しなければならない。

第八章 附 則

(附 則)

第 29 条

- 1.この規約に定める以外の必要な事項は理事会において定め、会長の承認を受けるものとする。
- 2.本会の規約は平成 2 8 年 4 月 1 日より実施する。

事務所所在地及び事務担当者

◆ 事務所所在地 〒990 - 2447
山形県山形市元木3-5-5
市営元木アパート B205
渋谷 亮 宅内
TEL 090 - 2020-0979

◆ 事務担当者

理事長 皆川 清彦

〒990 - 2435 山形市青田4 - 3 - 7

TEL 023 - 625 - 4015

事務局長 渋谷 亮

〒990 - 2447 山形県山形市元木3-5-5

市営元木アパート B205

TEL 090 - 2020-0979